

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度第4回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成27年3月20日(金) 午前9時30分～午前11時30分		
開催場所	座間市民文化会館(ハーモニーホール座間) 2階大会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：米澤弘明委員、加藤興和委員、与那国委員、大友奉委員、島村利明委員、田中誠一委員、野島徹委員、佐久間志保子委員、佐藤節子委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：中川正行委員、北原稔委員、城条洋子委員、稲垣文野委員、(市)健康部長、介護保険課長、保険係長、地域支援係長、福祉部長、福祉部次長兼生活援護課長、福祉長寿課長、長寿係長、障がい福祉課長、障がい福祉係長、事務局3人</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について</p> <p>(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画について</p> <p>(3) 座間市生活困窮者自立支援指針について</p> <p>(4) 座間市地域福祉計画(第3期)策定に関するアンケート結果について</p> <p>(5) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 平成26年度第3期地域福祉計画策定における基礎調査業務委託市民アンケート調査報告書</p> <p>(2) 平成26年度第3期地域福祉計画策定における基礎調査業務委託市民アンケート調査報告書 概要版</p> <p>(3) 平成26年度第3期地域福祉計画策定における基礎調査業務委託課題および方向性検討調査報告書</p>		
会議の内容	<p>初めに、平成27年3月10日をもって委員の任期満了のため、本会議の冒頭において新任及び再任の委員に委嘱状を交付した。</p> <p>(事務局) 平成26年度第4回座間市地域保健福祉サービス推進委員会の開会に当たりまして、担当部長の高面より御挨拶を申し上げます。</p>		

《福祉部長あいさつ》

(事務局) ありがとうございます。

次に、会長、副会長の選出に移ります。本委員会規則第4条第1項により会長、副会長は委員の互選により定めることとなっております。恐れ入りますが、御意見のある方は挙手の上、御発言いただきたいと存じます。

(島村委員) 前任から引き続き大友委員に会長をお願いしたいと存じます。また、副会長は会長に一任することでいかがでしょうか。

(長谷川委員) 異議なし。

(事務局) 長谷川委員から異議なしとの御意見を頂きました。委員の皆様いかがでしょうか。

《一同異議なし》

(事務局) ありがとうございます。副会長につきましては、会長に一任とのことでしたので、大友委員にどなたか指名していただきたいと存じます。

(大友委員) それでは、前任に引き続き田中委員をお願いしたいと存じます。皆様いかがでしょうか。

《一同異議なし》

(事務局) ありがとうございます。それでは会長には大友委員、副会長には田中委員に御就任いただくこととなりました。会長、副会長は席の移動をお願いします。

《会長・副会長席に移動》

(事務局) それでは、恐れ入りますが会長、副会長の順に一言ずつ御挨拶いただきたいと存じます。

《会長・副会長挨拶》

(事務局) ありがとうございます。ここで委員出席状況について報告します。本日4人の委員が欠席ですが、過半数の出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立することを御報告します。

それでは、議事の進行につきましては会長をお願いします。

(会長) はい。それでは、議事に移ります。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。

「(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について」担当からの説明を願います。

《健康部長、福祉部長、介護保険課、福祉長寿課説明》

- ・ 前回意見のあった部分について修正した。
 - 認知症高齢者について説明を加えた。
 - 介護段階の説明から第5期計画の内容を削除し、第6期計画の内容のみとした。
 - 介護人材確保について市が取り組む内容を明確に記載した。
- ・ 現在神奈川県に提出し、内容を確認していただいている。
- ・ 計画についての総括報告を行った。
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けた計画を策定することができた。
 - 市内圏域を6箇所に分け、地域包括支援センターを2箇所増やすことや、協議体の立ち上げ、生活支援コーディネーターの配置などを行い、高齢者が住み慣れた地域で過ごすことができるよう市民の協力をいただきながら実現を目指していきたい。
 - 高齢者の幸福の追求を支援する計画となっている。これに基づき着実に事業を実施していきたい。

(会長) 以上、説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。御意見はないようですので、議題(1)は以上となります。続いて、「(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画について」担当から御説明願います。

《障がい福祉課説明》資料(4)・(5)に基づき説明

- ・ パブリックコメントを平成26年12月26日～平成27年1月26日までの32日間実施したが、意見の提出はなかった。
- ・ 前回の会議でいただいたバリアフリーとユニバーサルデザインの取扱いについて、言葉の定義を確認し、内容を再検討し、現状と課題の中に「ユニバーサルデザイン」を加えた。
- ・ 各課の施策を計画内に反映した。
- ・ 前回別紙資料として提出していた平成27～29年度の各種目標値を、第6章の障害福祉計画に盛り込んだ。
- ・ 視覚障害者向けにSPコードを付与し、音声読み上げが行える物を作成する。ただし、計画全文では100Pを超えるため、概要版にSPコードを付与する予定である。
- ・ 第四期障害者計画は県に提出する。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等はご

ございますか。

(島村委員) S Pコードについて少し分かりづらかったのもう一度御説明いただいてもよろしいでしょうか。

(障がい福祉課) 視覚障害者用に専用の機械を通すと音声読み上げをすることができるコードのことをS Pコードと呼んでいます。今後、このS Pコードを概要版に付与していく予定です。

(障がい福祉課長) こちらがS Pコードの見本です。こちらを専用の機械に通すとそのページの音声流れるようになっています。

(島村委員) ありがとうございます。

(長谷川委員) P 6 4に「災害時の避難所に、福祉、医療的なケアを配慮した二次避難所の運営について検討していきます。」と書かれていますが、いつ地震が来てもおかしくないですので、検討ではなく、すぐにでも実施していくように考えていただきたいです。

(障がい福祉課長) こちらにつきましては、障がい福祉課単独での判断は難しく、安全防災課と協議しながら徐々に進めていくということで「検討」という言葉を使わせていただきました。

(長谷川委員) 検討が検討で終わってしまうことがないようにお願いします。

(会長) パブリックコメントに意見がなかったというのは残念ですね。

(稲垣委員) 行政は資料作りなど膨大な手間をかけてパブリックコメントの準備もされてきていると思います。それが地域に伝わっていかないというのは非常に残念なことだと思います。障害者の方にどのようにしてこの計画を伝えていくのか、考えていく必要はあるのではないかと思います。意見をいただくための資料のボリュームもありますので、見るのも大変だと思いますし、分かりづらさなども要因のひとつではないでしょうか。市民に分かりやすく伝えていく方法も考えていかなければならないと思います。

(障がい福祉課長) 年末年始を含むことから本来30日で良いところを2日増やしたところですが、残念ながら御意見をいただくことができませんでした。稲垣委員のおっしゃるとおり、分かりづらさというのも要因としてあったのかもしれませんが。次の計画策定の際にも障害者施設や障害者団体と意見交換をする場もございますので、今回意見がなかったこともお話しさせていただいて、対応を考えていければと思います。

(福祉部長) 本計画については、障害者団体などいくつもの団体と協議

を重ねて作成しているという面もありますので、意見を事前に聴取できているという見方もできるのではないかと考えています。

(会長) ほかに御意見はないようですので、出された案のとおりでよろしいでしょうか。

《一同異議なし》

(会長) それでは「(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画」については案のとおり了承することとします。

続いて、「(3) 座間市生活困窮者自立支援指針の案について」担当から御説明願います。

(事務局) 説明に先立ちまして、議題(3)の説明員を紹介させていただきます。

《事務局、説明員紹介》

(事務局) 続きまして、「座間市生活困窮者自立支援指針(案)」について、諮問書を提出させていただきます。

《福祉部長、会長に諮問書を提出》

《福祉長寿課説明》資料(6)～(8)に基づき説明

- ・ パブリックコメントについて、本文修正はないが、事業実施の際の参考となる意見があった。(意見者2人 意見数10件)
- ・ 前回からの修正点を説明した。
 - 「第2のセーフティネット」である生活困窮者自立支援制度の位置づけを明確にするよう本文を修正した。
 - 第3章「1-(1) 人口減少・少子高齢化の状況」について、2月の最新統計を踏まえたグラフに修正し、それに基づき本文を修正する予定である。
 - 同章「1-(2) 生活保護の状況」について、県内2番目の本市の保護率が、政令指定都市である横浜市と川崎市の間に位置している点を追記した。
 - 第4章「6 一時生活支援事業」について、一部誤解を招く表現があったため、事業の趣旨に合った説明に修正した。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等はいかがでしょうか。

(島村委員) P11の「6 一時生活支援事業」についてですが、「この事業は、住居のない生活困窮者に対して、一定期間内に限りシェルター等の宿泊場所を確保し、そこで衣食の供与等を行います。」と書

かれています。後段では、「実施しない方針です。」と書かれています。これはどういったことでしょうか。

(福祉長寿課) こちらの文章の構成については、第一段落で施策の内容を記載させていただき、第二段落で本市の取組方針を記載させていただいています。こちらは任意事業となっておりますので、各市の判断で実施の可否を検討することができますので、本市の現状を踏まえ実施しないこととさせていただいています。

(会長) そうであれば、第一段落の表現を「そこで衣食の供与等を行うものです。」としてはいかがでしょうか。

(福祉長寿課) 表現方法について検討させていただきます。

(会長) P 9 の 5 行目、「地域の見守りをしている民生委員を活用して、生活困窮者を早期に把握し、早期支援につなげます。」と書かれており、その下の図についても「早期把握（民生委員）」と書かれています。この表現だと民生委員に限定していると捉えられるのではないのでしょうか。一方で、P 1 0 については前回、具体的な団体名が記載されていた部分が「市内の事業と関係する団体」と変更されています。こちらは就労支援に関係する団体が様々にあるということでこうした表現に変更したものと認識しています。「民生委員」についても同じではないのでしょうか。例えば社協の「生活福祉貸付金」の利用者でも生活困窮者は見えてきます。あるいは、保護司の活動の中でも背景を追うと生活困窮が絡んでくることがあります。本文にも記載されているとおり、生活困窮というのは様々な問題が複雑に絡んでいるものと思います。「民生委員」に限定せず、いろいろな立場や団体の方も網羅しておいた方が良いのではないかと思います。

(島村委員) 民生委員ももちろんですが、自治会の協力もあった方が良いでしょう。民生委員に限定するのは避けた方が良いでしょう。

(生活援護課長) 御指摘の点については、検討して表現を改めたいと思います。

(会長) 今年度モデル事業をやってきた自治体もありましたが、この指針はその報告も参考にしながら作られたのでしょうか。

(福祉長寿課) 指針の作成に当たって、初めての取組であることから、他市の状況も確認させていただきました。先ほどお話のあった就労準備支援事業については、関係団体や企業と連携している自治体もあり、どういった団体と連携していくことが必要かといったところは他

市の状況を確認させていただき、市内の関連団体に制度の趣旨等の御説明をさせていただきました。

(会長) ほかに御意見はないようですので、議題(3)「座間市生活困窮者自立支援指針(案)」については、本日出た意見を反映した上で、進めさせていただく形でよろしいでしょうか。

《一同承認》

(会長) それではほかにありますか。

(事務局) 特にございません。

(会長) 委員の皆さんから何かございますか。何もないようですので、これで議事を終了します。

(事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。